

神戸市こどもサポーター(主任児童委員)研修

「児童虐待の現状と発見・通告の実際」

令和5年3月20日(月)

神戸市こども家庭センター

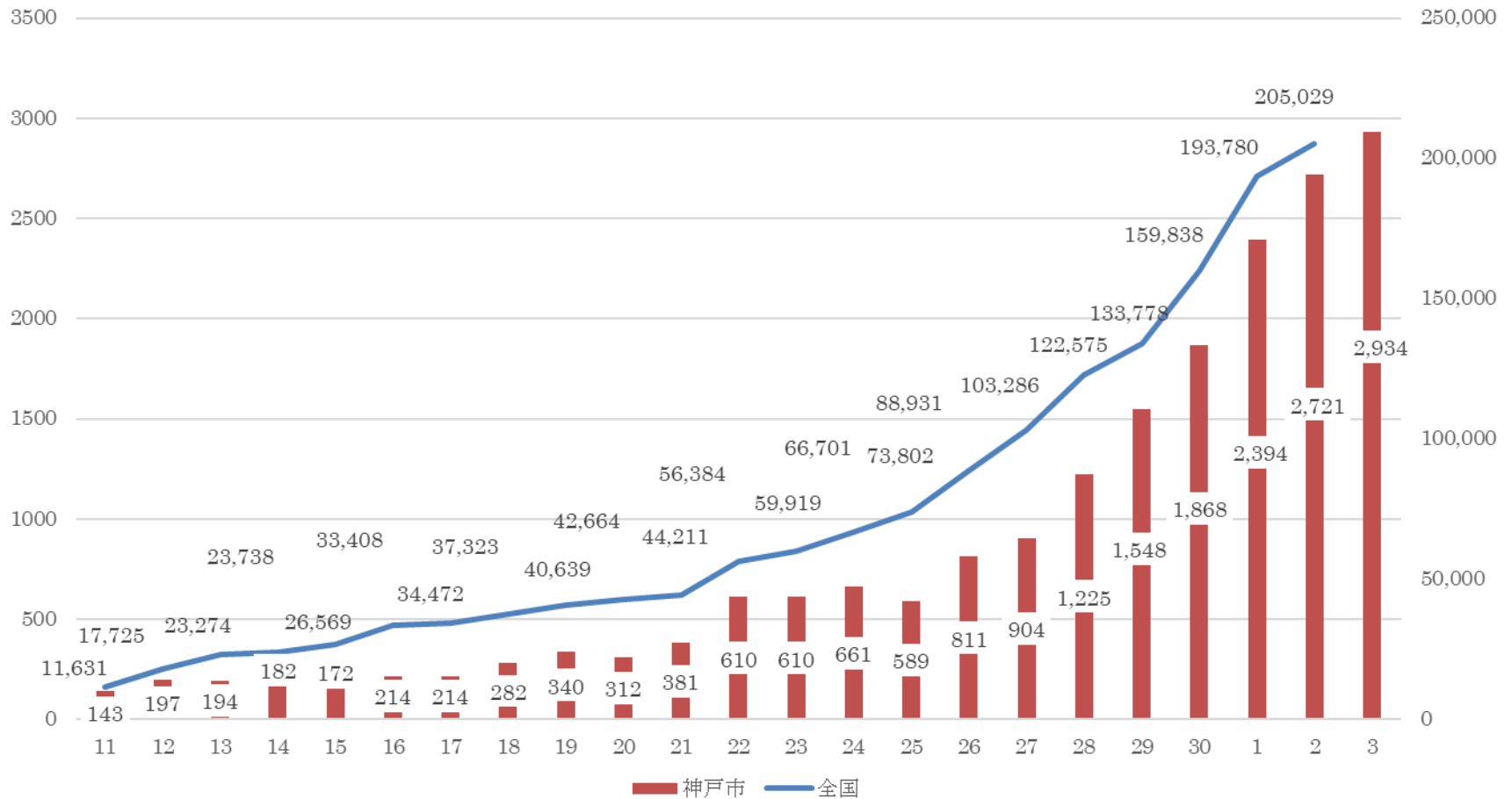
相談指導担当課長 宮本 昌典

子どもがもっている権利

● 4つの権利

- 「子どもたちが生きるうえで当たり前前に約束されていることです。だれもこの約束をやぶったり、無理にいやなことをさせることはできません。」
- 1. たたかれたり、ひどいことを言われたい。
- 2. 元気に・健康に毎日を過ごして成長する。
- 3. 保護者の人から育て、守ってもらえる。
- 4. 自分の意見を言う、話を聞いてもらえる。

年次別・相談・通告件数の推移 (棒グラフ：神戸市、折れ線グラフ：全国)



神戸市における子ども虐待の状況

令和3年度の状況(令和2年度)

虐待相談件数 2,934件(2,721件)

【内訳】

身体的虐待	828件(28%)
性的虐待	30件(1%)
心理的虐待	1,591件(54%)
ネグレクト	485件(17%)



児童虐待とは

【定義】

「保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、現に監護するものをいう）がその監護する児童（18歳に満たないものをいう）について行う次にあげる行為を言う」

（児童虐待防止法2条）

1. 身体的虐待

児童の身体に外傷を生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること

殴る 蹴る 首を絞める、
煙草による火傷 熱湯をかける
戸外放置 など

「体罰」は法律で禁止されています

- 令和2年4月1日施行
- 「体罰」と「しつけ」は違います。
- 「しつけ」とは、子どもの人格や才能などを伸ばし、社会において自立した生活を送れるようにすることなどの目的から、子どももサポートして社会性を育む行為です。
- 「体罰」とは、子どもの身体に何らかの苦痛を引き起こし、または不快感を意図的にもたらす行為(罰)です。
- 子育ては、いろいろな人の力と共に。体罰によらない子育てをみんなで応援しましょう。
- 地域住民・NPO・学校園等で保護者をサポート、孤立化防止。

- 
- 小学校からの通告
 - 10歳 男児

- 本日、児童が登校時、右頬に痣を発見。
- 児童に聞くと、昨日、こけてテーブルにぶつけたとのこと。再度聞くと、泣いて、母に叩かれたと。
- よく公園で1人でいるところを見かけられている。

2. 性的虐待

児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること

性交 性的行為の強要
性器や性交を見せる
ポルノの被写体にする など

3. 保護の怠慢・拒否（ネグレクト）

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること

保護者以外の同居人による前記の行為と、その行為を保護者が放置すること

食事を与えない・医療に受診させない
衣服や住居が極端に不潔
乳幼児を家や車の中に放置する
子どもが望むのに登校させない など



○ 区こども家庭支援室からの送致

○ 5歳 男児 3歳 女児

- 区に匿名の通報があり、母が夜間、こどもたちを置いて出かけている。通報者がこどもたちに聞いても、夜起きたら母がいなかった、怖かったと。
- 保育園も休みがち。登園したとしても、昼近いこともある。
- 衣服が汚れていることもあり、最近、痩せたか。
- 母に訪問しても会えない。

4. 心理的虐待

児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

暴言 脅迫 無視

他のきょうだいと著しく差別する

DV(配偶者からの暴力)を見せる

など

【虐待発生要因】

保護者の要因

未熟さ、被虐待体験、
アルコールや薬物への依存 など

子どもの要因

障害、発達の遅れ、
性格、行動上の問題 など

経済的要因、夫婦不和、社会的孤立 など

家庭(養育環境)の要因

虐待は様々な要因が複雑に絡み合って発生する。

子ども虐待における関係機関連携

1 発見者の通告義務

- ・「要保護児童を発見したものは・・・福祉事務所若しくは児童相談所（又は児童委員を介して）・・・福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない」（児童福祉法25条）

- 「学校、児童福祉施設、・・・その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び教職員、児童福祉施設職員、・・・その他児童福祉に職務上関係のある者は児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない」(児虐法5条)
- 「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを・・・(又は児童委員を介して)・・・福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない」(児虐法6条)

虐待の発見・通告の実際

1 通告に際して

- 児童委員など子どもを守る立場の人には、虐待の早期発見に努めることが義務付けられています。
- 虐待かどうかはこども家庭センターなど専門機関が判断しますので、通告は迅速に行ってください。
- 通告者の秘密は守ります。

2 こども家庭センターの対応

- (緊急) 受理会議→介入方針の決定
- 職員が学校、保育所等を訪問するなどして、状況確認→必要なら職権にて一時保護
- → 調査
 - 保護者面接・児童面接
 - 児童行動観察・心理判定・医学診断
 - 来所指示(状況確認)
- 援助方針会議(方針決定)
 - 施設入所(保護者同意・家裁申立て)
 - 家庭引き取り(継続指導等)



3 職権による一時保護

- ・「児童相談所長は、必要があると認められるときは・・・児童に・・・一時保護を加えることができる」(児福法33条)

○児童の安全が確保できない場合は、親権者の同意なしで一時保護する場合がある。

4 所属機関(例: 保育所)での見守り

- ・「児童相談所は日頃から保育所との連携を密にし、要保護児童の通告が早期に図られるよう体制を整えておく」(児童相談所運営方針第7章10節1(1))」
- ・「虐待ケースとして児童相談所で管理する児童であって、保育所に在籍する児童については、定期的に(おおむね1ヶ月に1回)、保育所から当該児童の出欠状況等の情報を受け、・・・状況把握及び対応方針の検討を組織的に行うことが適当である」(児童相談所運営方針第7章10節1(6))」

主な児童虐待の対応機関

こども家庭センター

アセスメント 高い
緊急度 高い
重症度 重い

送致

送致

アセスメント 高くない
緊急度 高くない
重症度 重くない

区・支所こども家庭支援室

最後に

- 「児童虐待」は、愛情がないということだけで起こるわけではなく、保護者自身、こども本人、家族を取り巻く環境要因などが、多層的、複合的に存在し、家族だけの力では問題を解決できない状況の中で起こります。
- 児童虐待は、家庭の中で行われているため、まずは、学校園や地域の方の「気づき」が大切と考え、その「気づき」がスタートとなります。何か「あれっ？」と思ったら、その感覚を大事にしてください。
- 家族の問題を解決していくためには、こども本人と家族を支援し、力をつけていただくことが必要です。そのためには、児童相談所の介入、区役所と地域の支援が必要です。